

# 総合事業重要事項説明書

<令和6年8月1日現在>

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0470-40-0680 (午前8時30分～午後5時30分)  
担当 三津田 明 伊丹文代 家守裕典 栗原亜希子

## 2 デイサービスセンターあそぼ の概要

### (1) 施設の名称・所在地等

名称	デイサービスセンター あそぼ
所在地	千葉県南房総市千倉町平館 640 番地の 1
事業者番号	介護予防通所介護 (千葉県第 1278200066 号)
送迎サービスを提 供する対象地域	南房総市 (千倉町、白浜町、旧丸山町、旧和田町) 館山市

### (2) 職員体制

( )内は、男性再掲

資格	常勤	非常勤	計
管理者	1名 (1)		1名 (1)
生活相談員	3名 (2)	1名	4名 (2)
個別機能訓練指導員	1名		1名
看護師(1名兼務)	1名	1名	2名
介護福祉士	4名 (2)	2名	6名 (2)
介護職	5名 (3)	6名 (1)	11名 (4)
厨房	1名 (1)	3名 (1)	4名 (2)
運転手		3名 (3)	3名 (3)

### センターの設備等

定員	33名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1名	相談室	1室
浴室	大浴場 1 個人浴槽 2(檜・ポリ)	送迎車	6台

### (3) 営業時間

月～日	午前8時30分～午後5時30分
-----	-----------------

### 3 提供するサービスの内容

- ① 送迎 利用者宅からデイサービスセンターあそぼまで
- ② 食事 昼食、おやつ (15時)
- ③ 入浴 心身の状態に応じて3種類の一般浴使用
- ④ 機能訓練 歩行訓練、立位・座位保持等の訓練
- ⑤ 生活相談 生活相談員が対応
- ⑥ レクリエーション 各種ゲーム等

### 4 料金

#### (1) 基本料金

- ① 利用料 (1月あたりの利用料金)

単位：円

介護予防通所介護費	要支援1	1月につき	1,798単位
	要支援2	1月につき	3,621単位

\* 償還払いの場合は、一旦介護報酬額全額を支払い、後日領収書を添付して市の窓口にご請求すると9割の還付が得られます。

#### ② 加算料金

- ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 1月につき 480単位

(運動器機能向上加算、口腔機能向上加算 月2回まで)

- イ サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1は24単位、要支援2は48単位

(3年以上の勤務年数のある者が、30%以上配置している。)

- ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ (所定単位数に9.0%を乗じた単位数)

#### (2) その他保険外自己負担となるもの

- ① 食材料費 1回につき 500円
- ② おやつ代 1回につき 150円
- ③ レクリエーションにかかる費用 (保険料を含む) 月500円

#### (3) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料がかかります。

- ① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ② ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合 500円

#### (4) 支払方法

毎月10日前後に前月分の請求をいたします。

お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払方法は預金口座自動振替とさせていただきます。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後契約を結び、介護予防通所介護計画を作成してサービスの提供を開始します。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

#### (2) サービスの終了

##### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する日の1週間前までに文章でお申出下さい。

##### ②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

##### ③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失したとき

##### ④その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合、また、利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や当事業者が倒産した場合に利用者は文章で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金を1ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文章で通知することによりすぐにサービスを終了させていただく場合があります。

## 6 センターの介護予防通所介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

事業所の介護予防通所介護従業者は要介護状態の心身の特性を踏まえてその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようさらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助をおこなう。

事業の実施にあたっては関係市、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (2) サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
日曜日実施の有無	有	
時間延長の有無	無	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

### (3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 送迎の連絡方法
- ・ 体調確認と体調不良の場合の対応送迎
- ・ 食事の内容
- ・ 機能訓練の内容
- ・ レクリエーションの内容

## 7 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前のうちあわせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 病院名  
医師名  
電話番号

ご家族 氏 名 (続柄 )  
電話番号

## 8 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、定期的に避難訓練を行います。
- ・ 防災設備 消火器4本、警報装置1ヶ所
- ・ 防災訓練 年2回

## 9 サービス内容に関する苦情

### ① センターご利用者相談・苦情担当

担当窓口 三津田 明 伊丹文代 家守裕典 栗原亜希子 電話 0470-40-0680

その他、当事業所以外に市の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

市 名：南房総市

担当課：保険福祉部高齢者福祉課 電話 0470-36-1154 又は 各支所地域市民福祉課

## 10 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 優和会
代表者役職・氏名	理事長 松永平太
本部所在地・電話番号	千葉県南房総市千倉町平館 764番地の1 0470-44-0385
定款の目的に定めた事業	1 通所介護・介護予防通所介護 2 居宅介護支援事業所 3 介護老人保健施設・短期入所療養介護 4 通所リハビリテーション 5 看護小規模多機能型居宅介護 6 訪問看護・訪問介護

契約する場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

介護予防通所介護の提供開始にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 事業者

所在地 千葉県南房総市千倉町平館 640番地の1  
名称 医療法人社団 優和会  
デイサービスセンター あそぼ  
(事業所番号 千葉県 1278200066)

説明者 管理者 三津田 明  
生活相談員 伊丹 文代  
家守 裕典  
栗原 亜希子

私は契約書及び本書面により事業者から通所介護予防についての重要事項の説明を受けました。

利用者  
住所  
氏名

代理人 (続柄 )  
住所  
氏名

\*本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる